

# 基山町農業委員会会議録

平成31年3月5日委員会会長は、委員を基山町役場401会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 14名

欠席者 0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 村 廣	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	水 田 久 男	出席	9	簗 原 茂 行	出席
3	藤 田 俊 一	出席	10	茂 木 清 三 郎	出席
4	木 原 秀 樹	出席	11	坂 本 勇 一	出席
5	熊 本 富 雄	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	井 上 忠 雄	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	酒 井 敏 幸	出席	長野・小倉	舟 木 壽	出席

本会の書記 上田 智子

## 審 議 事 項

第6号議案	農地法第3条の規定による許可申請	2件
第7号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第8号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	17件
報告第5号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理報告	1件
報告第6号	農地法第5条第1項第6号による農地転用届出受理報告	2件
報告第7号	農地法第18条の規定による届出受理報告	2件

審議開始 9時00分

審議終了 11時30分

## 平成31年3月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成31年第3回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、2番委員と3番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第6号議案農地法3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

### 事務局 第6号議案1番朗読

この件につきましては、譲渡人の贈与のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が3,217㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、2区黒目牛集落の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

### 1番委員

譲受人は農業に従事されていますので、問題ないと思われま

議 長

他に意見はありませんか、ないようでしたら、第6号議案1番について許可したいと思いますのですが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第6号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第6号議案2番について事務局から説明をお願いします。

事務局 第6号議案2番朗読

この件につきましては、譲渡人の高齢化による経営規模の縮小のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が18,237.02㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、1区東福寺集落の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

2番委員

譲受人は従来から農業をされ、農業機械もありますので、問題ないと思われ  
ます。

議 長

他に意見はありませんか、ないようでしたら、第6号議案2番について許可  
したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第6号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第7号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局 第7号議案朗読

この件につきましては、分家住宅建設のために農地を転用するものです。

申請理由につきましては、現在借家住まいで子供の成長とともに住宅建設の必要性に迫られたことで、298.45㎡に建設の計画をしておられます。転用後は住宅を84.46㎡に建設され、残りはその他駐車場等に利用される予定です。その他候補地についても検討がされましたが、資金的な問題や条件付きの分譲地であることから、申請した土地を選定されております。

今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、2種農用地区分要件「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当すると考えております。

申請地は、4区黒谷集落の中の圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

#### 5番委員

排水については合併浄化槽も設置されますので、問題ないと思われます。

#### 議 長

他に意見はありませんか、ないようでしたら、第7号議案について認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

#### 議 長

第7号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第8号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局 第8号議案1番朗読

この件につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、5区の灰塚集落の高速道路東側にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありました。何か意見はありませんか。

**6番委員**

周辺の農地所有者の圃場のレンゲから蜂蜜を採取するため、蜂の箱を置かれます。

**4番委員**

周辺の民家に危害を与えたりしませんか。

**6番委員**

レンゲですので期間は短く、周辺に民家もありませんので、問題ないと思われれます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第8号議案1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第8号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第8号議案2番及び3番についてですが、宮浦地区推進委員に関する案件となりますので、審議の途中ですが、宮浦地区推進委員は退室をお願いします。

### **宮浦地区推進委員退室**

**議 長**

では、第8号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局 第8号議案2番朗読**

この件につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するもので

す。期間は5年です。場所は、4区因通寺駐車場北側の圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**4番委員**

借受人はきちんと耕作しておられますので、問題ないと思われま

**議 長**

他に意見はありませんか。ないようでしたら第8号議案2番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第8号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第8号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局 第8号議案3番朗読**

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、4区太陽光発電施設の西側の圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**4番委員**

借受人の耕作状況について、特に問題ありません。

**議 長**

他に意見はありませんか。ないようでしたら第8号議案3番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第8号議案3番は、全員一致で決定します。宮浦地区推進委員を入室させて

ください。

## 宮浦地区推進委員入室

議 長

それでは再開します。次に、第8号議案4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第8号議案4番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、7区山下集落の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

借受人は農業用機械もあり、問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第8号議案4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第8号議案4番は、全員一致で決定します。

次に、第8号議案5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第8号議案5番朗読

この件につきましては、兼業による経営縮小により使用貸借権を設定するものです。期間は2年です。場所は、基山保育園の西側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

借受人は農業機械もあり、問題ないと思われます。

**議 長**

第8号議案5番は、全員一致で決定します。

次に、第8号議案6番から8番は再設定ですので、一括して上程します。

また、宮浦地区推進委員に関する案件となりますので、宮浦地区推進委員は審議の途中ですが、退室をお願いします。

### **宮浦地区推進委員退室**

**議 長**

では、事務局から第8号議案6番から8番について説明をお願いします。

#### **事務局 第8号議案6番から8番は再設定のため朗読省略**

6番は使用貸借権の再設定で、期間は5年です。場所は、4区藤川、塚原集落の圃場です。

7番は使用貸借権の再設定で、期間は5年です。場所は、4区高嶽、宮の前集落の圃場です。

8番は使用貸借権の再設定で、期間は5年です。場所は、4区塚原集落の圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

#### **4番委員**

6番から8番まで、借受人は広く農業をされていますので、問題ありません。

**議 長**

他に意見がありませんか。ないようでしたら第8号議案6番から8番について、計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**



第8号議案6番から8番は、全員一致で決定します。では、宮浦地区推進委員を入室させてください。

### 宮浦地区推進委員入室

議 長

それでは再開します。次に第8号議案9番から13番について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局 第8号議案9番から13番は再設定のため朗読省略

9番は使用貸借権の再設定で、期間は5年です。場所は、2区別所集落の圃場です。

10番は使用貸借権の再設定で、期間は3年です。場所は、7区島廻集落の圃場です。

11番は使用貸借権の再設定で、期間は5年です。場所は、4区車路、辻集落の圃場です。

12番は貸借権の再設定で、貸借料は1筆水稻35kgです。期間は5年です。場所は、2区大興善寺駐車場の東側の圃場です。

13番は貸借権の再設定で、貸借料は1筆8,000円です。期間は3年です。場所は、県道久留米基山筑紫野線沿園部インター西側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

#### 1番委員

9番について、農業機械も所持していますので、問題ないと思われれます。

#### 長野小倉推進員

10番について、家族と一緒に耕作されますので、問題ないと思われれます。

#### 5番委員

11番について、広く農業をされていますので、問題ないと思われれます。

### 3番委員

12番について、農業用機械もあり、問題ないと思われま

### 2番委員

13番について、広く耕作されていますので、問題ないと思われま

### 議 長

他に意見がありませんか。ないようでしたら第8号議案9番から13番について、計画決定したいと思います

### 全員挙手

### 議 長

第8号議案9番から13番は、全員一致で決定します。

### 議 長

次に、第8号議案14番は、2番委員に関する案件となりますので、審議の途中ですが、2番委員は退室をお願いします。

## 2番委員退室

### 議 長

それでは再開します。事務局から第8号議案14番について説明をお願いします。

### 事務局 第8号議案14番は再設定のため朗読省略

14番は貸貸借権の再設定で、貸借料は10aあたり水稻30kgです。期間は5年です。場所は、1区宮の前集落の圃場です。

### 園部推進委員

広く農業をされていますので、問題ないと思われま

### 議 長

他に意見がありませんか。ないようでしたら第8号議案14番について、計画決定したいと思います

全員挙手

議 長

第8号議案14番は、全員一致で決定します。では、2番委員を入室させていただきます。

## 2番委員入室

議 長

次に、第8号議案15番から17番について、事務局から説明をお願いします。

### 事務局 第8号議案15番から17番は設定のため朗読省略

15番は使用貸借権の再設定で、期間は3年です。場所は、亀の甲ため池の北側の圃場です。

16番は貸借権の再設定で、貸借料は10aあたり水稻30kgです。期間は5年です。場所は、町営球場南側の圃場です。

17番は貸借権の再設定で、貸借料は10aあたり水稻30kgです。期間は3年です。場所は、若基小学校南側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 2番委員

15番について、家族と一緒に農業をされますので、問題ないと思われま

### 2番委員

す。16番について、家族と一緒に農業をされていますので、問題ないと思われ

### 7番委員

ます。17番について、広く農業をされていますので、問題ないと思われま

## 議 長

他に意見がありませんか。ないようでしたら第8号議案15番から17番について、計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第8号議案15番から17番は、全員一致で決定します。

次に、報告第5号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局 報告第5号朗読

この件につきましては、申請人が調整区域内農地に農業用施設として転用するものです。農業用倉庫が建設されます。平成31年2月21日付けで受理通知書を作成しております。場所は4区黒谷集落の中の圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 4番委員

特に問題ありません。

## 議 長

意見がないようでしたら報告第5号を終わります。次に、報告第6号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので、受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局 報告第6号1番朗読

この件につきましては、譲受人が共同住宅を建設するため転用するものです。排水同意書もとられており、水利の問題はないと考えます。

地元農業委員も確認されておりますし、市街化区域内の案件のため、会長専決により平成31年1月30日付けで受理通知書を交付しております。

場所は、白坂中集落内JR線路沿いです。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 8 番委員

問題ないと思われます。

## 議 長

意見はがないようでしたら報告第6号1番を終わります。次に報告第6号2番について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局 報告第6号2番朗読

この件につきましては、譲受人が宅地として分譲するため、転用します。水利組合から排水同意書もとられており、水利の問題はないと考えます。

市街化区域内の案件のため、会長専決により平成31年2月13日付けで受理通知書を交付しております。場所は、基山小学校東側付近です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 11 番委員

問題ないと思われます。

## 議 長

意見はがないようでしたら報告第6号2番を終わります。次に、報告第7号農地法第18条の規定による合意解約について事務局から説明をお願いします。

## 事務局 報告第7号1番説明

この件につきましては、貸人の要望による解約です。土地の引き渡しは平成31年2月1日付けで、平成31年2月21日付けで解約通知書を送付しております。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

それでは、意見がないようですので、報告第7号1番は終わります。

次に、報告第7号2番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局**

この件につきましては、貸人の要望による解約です。土地の引き渡しは平成31年2月15日、解約通知書は平成31年2月21日付けで送付しております。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**議 長**

それでは、意見がないようですので、報告第7号2番は終わります。  
以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成31年3月5日

署名人

議 長

委 員

委 員